

(3) 新聞業における特殊指定

(昭和三十年十二月二十九日)
(公正取引委員会告示第三号)

新聞業における特定の不正な取引方法

- 1 日刊新聞紙(以下「新聞」という)の発行または販売を業とする者が、その販売手段として、新聞を購読する者に対し、直接であると間接であるとを問わず、金銭、物品(別個の商品と認められる付録を含む)、きょう応(映画演劇、旅行、スポーツその他催し物等への招待または優待を含む)、抽せん券その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出ること。
- 2 新聞の発行または販売を業とする者が、その販売手段として、直接であると間接であるとを問わず、無代紙または見本紙を配布し、または配布することを申し出ること。
- 3 新聞の発行または販売を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、地域または相手方により、異なる定価を付し、または定価を割引すること。
- 4 新聞の発行を業とする者が、新聞の販売を業とする者に対し、その注文部数を越えて、新聞を供給すること。

○「新聞業における特定の不正な取引方法」第4項の「注文部数」の解釈について

(昭和39年6月5日)
(39公取取第75号)

公正取引委員会事務局長から社団法人日本新聞協会新聞公正取引協議委員会委員長宛
「新聞業における特定の不正な取引方法」第4項〔現行第2項〕の「注文部数」について明確な解釈基準がなかつたため、その運用にあたって種々の問題が生じていた。

しかるに今回貴協会において新聞販売店の意向を参しやくして、その解釈基準を決定し、当委員会に意向を求めてこられたが、当委員会はこれをもつて今後「新聞業における特定の不正な取引方法」第4項〔現行第2項〕の解釈運用にあつての参考にしするものとする。

特殊指定第4項〔現行第2項〕の注文部数の解釈
(39・6・5)

- 1 「注文部数」とは、新聞販売業者が新聞社に注文する部数であつて新聞購読部数(有代)に地区新聞公正取引協議会で定めた予備紙等(有代)を加えたものをいう。
- 2 新聞社は、新聞販売業者に対し、その「注文部数」を越えて新聞を供給してはならない。
- 3 新聞販売業者は、新聞社に対し、「注文部数」を越えて注文しないものとする。

(注)(1) 新聞購読部数(有代)とは、戸別配達部数、郵送部数及び即売部数をいう。

(2) 予備紙等(有代)とは、予備紙のほか月末予約紙、月初おどり紙をいう。

(3) 新聞社は、次の場合、翌月これを補正する。

(イ) 計算書に記載した請求部数の前後に部数異動のあつた場合

(ロ) 新聞社と新聞販売業者間の連絡上の手違いのため新聞社が「注文部数」とことなつて新聞を供給した場合

○新聞業における特定の不正取引方法

(昭和39年10月9日)
(公正取引委員会告示第14号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第7項の規定により、新聞業における特定の不正取引方法を次のように指定し、新聞業における特定の不正取引方法(昭和30年公正取引委員会告示第3号)は廃止する。

新聞業における特定の不正取引方法

- 1 日刊新聞(以下「新聞」という。)の発行又は販売を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割引すること。
- 2 新聞の発行を業とする者が、新聞の販売を業とする者に対し、その注文部数をこえて、新聞を供給すること。

○「新聞業における特定の不正な取引方法」実施要綱

〔目的〕

第1条 この要綱は、昭和39年公正取引委員会告示第14号「新聞業における特定の不正な取引方法」を円滑に実施するためその定義等を明らかにするものである。

〔差別的定価の設定または割り引きの禁止〕

第2条 新聞社または新聞販売業者は、直接であると間接であるとを問わず、地域または相手方により、異なる定価を付し、または定価を割り引きしてはならない。新聞販売業者が自己の全販売地域にわたり一律に定価を割り引きする場合を含む。

〔押し紙の禁止〕

第3条 新聞社は、新聞販売業者に対し、その注文部数をこえて、新聞を供給してはならない。

2 この要綱において「注文部数」とは販売業者が新聞社に注文する部数であつて、新聞購読部数（有代）に地区新聞公正取引協議会が定める予備紙等（有代）を加えたものをいう。

3 販売業者は、新聞社に対し、新聞購読部数（有代）に地区新聞公正取引協議会が定める予備紙等（有代）を加えたものをこえて注文しないものとする。

(注)(1) 新聞購読部数（有代）とは、戸別配達部数、郵送部数および即売部数をいう。

(2) 予備紙等（有代）とは、予備紙のほか月末予約紙、月初おどり紙をいう。

(3) 新聞社は、次の場合、翌月これを補正する。

(イ) 計算書に記載した請求部数の前後異動のあつた場合

(ロ) 新聞社と新聞販売業者間の連絡上の手違いのため新聞社が「注文部数」と異なつて新聞を供給した場合

○新聞業における特定の不正な取引方法

(平一・七・二一) 公取委告九

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項の規定に基づき、新聞業における特定の不正な取引方法(昭和三十九年公正取引委員会告示第十四号)の全部を次のように改正する。

1 日刊新聞(以下「新聞」という。)の発行を業とする者(以下「発行業者」という。)が、直接であると間接であると問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってこれらの行為については、この限りでない。

2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者(以下「販売業者」という。)が、直接であると間接であると問わず、地域又は相手方により、定価を割り引いて新聞を販売すること。

3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。

- 一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること(販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む)。

二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

備考

この告示において、「日刊新聞」とは、一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日発行するものをいう。

附則

この告示は、平成十一年九月一日から施行する。